

募集要項 学術専門職員（特定有期雇用教職員）

職名及び人数	学術専門職員 1名
契約期間	令和7年11月1日以降なるべく早い日（応相談） ～ 令和8年3月31日
更新の有無	更新する場合があります。 更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は2回、在職できる期間は令和10年3月31日を限度とし、以後更新しない。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	高大接続研究開発センター 入試企画部門（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局内
業務内容	(1)高大接続研究開発センターが所管するwebサイト「キミの東大」の編集・更新作業、画像編集等業務補助、対外調整業務、学生ワーカーとの連絡調整、アップロード作業、SNS投稿作業等 (2)高大接続研究開発センターが担当する「大学案内」制作にかかる対外調整業務、記事の校正・校閲、学生等との連絡調整等 (3)高大接続研究開発センター入試企画部門が行っている学校推薦型選抜説明会に関する業務 (4)学校推薦型選抜入学生に関連する調査・報告に関わる業務等 (5)その他、高大接続研究開発センターにかかわる業務 変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある
就業時間	1日7時間45分（9:00～17:45 ※12:00～13:00 休憩） 時間外労働を命じることがある。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額23万円～40万円（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円／月まで）、超過勤務手当
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1）高大接続研究開発センターが所管する高校生向けwebサイト「キミの東大」の運営や、本センターの事業に対し、東京大学の公共性を自覚し、熱意・責任感をもって関われる方。 2）本学の入試制度を理解し、学校推薦型選抜に関する分析業務などに意欲を持って業務に当たられる方。 3）チームワークを尊重し、円滑なコミュニケーションがとれ、協調性をもって業務に当たられる方。 4）積極的に業務に取り組む意欲があり、問題に対し柔軟に対応できる方。

	5) Microsoft Word、Excel、PowerPoint、電子メールの各アプリケーションの基本操作が可能で、情報検索、文書作成、文書校正、電子メールのやり取りができる方。Microsoft Teams や Zoom が使えることが望ましい。 6) WordPress、Photoshop、Illustrator の使用経験、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）の操作経験、HTML/CSS の 基礎知識を有するとなおよい。 7) 大学等での教育・研究業務に携わった経験があるとなおよい。
提出書類	1) 履歴書（様式は以下の URL からダウンロードすること。） 様式ダウンロード先：https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 2) 志望理由書（書式自由、A4 1～2 枚程度） 3) 職務経歴書（書式自由、A4、ウェブページ等の制作物があれば、スクリーンショット等を添付すること。）
提出方法	提出書類 1) ～ 3) を 1 つの PDF ファイルにまとめ、以下 URL にアップロードしてください。なお、ファイル名にはご自身の名前（フルネーム）を入れてください。 https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/3843066727_utac_u-tokyo_ac_jp/EmN9pjt0_2VInKXCMRG1xvsBHjpJDdYdO0pBpr_6AWY_eQ ※ 2 ～ 3 日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせください。
応募締切	令和 7 年 9 月 1 6 日（火） 1 2 時必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
問い合わせ先	〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1 高大接続研究開発センター事務担当 担当：桑本 TEL: 03-5841-2529 E-mail: koudai-jinji★ct.u-tokyo.ac.jp （★→@へ変換してください。）
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。